

改正案	現行
<p>（民生委員法の一部改正）</p> <p>第六百五条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。</p> <p>第五条第二項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。</p> <p>本則中第二十九条の次に次の一条を加える。</p> <p>第二十九条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。</p> <p>2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。</p> <p>（身体障害者福祉法の一部改正）</p> <p>第六百十五条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>本則（第十五条第十一項、第十九条の二第五項及び第四十一条第一項を除く。）中「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。</p> <p>第五条第二項中「厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）」を「厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）」に改める。</p>	<p>（民生委員法の一部改正）</p> <p>第六百五条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。</p> <p>第五条第二項中「第六条第二項」を「第六条第一項」に改める。</p> <p>本則中第二十九条の次に次の一条を加える。</p> <p>第二十九条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。</p> <p>2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。</p> <p>（身体障害者福祉法の一部改正）</p> <p>第六百十五条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>本則（第十五条第十一項、第十九条の二第五項及び第四十一条第一項を除く。）中「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。</p> <p>第五条第二項中「厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）」を「厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）」に改める。</p>

第十五条第二項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第十一項を削る。

第十九条の二第五項を削る。

第二十五条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第二十八条第一項中「、審議会の意見を聞き」を削る。

第三十八条第五項中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第四十一条第一項中「厚生大臣が審議会の意見を聴いて」を「厚生労働大臣が」に改め、「地方社会福祉審議会の意見を聴いて」を削る。

第四十三条の三第二項中「、「地方社会福祉審議会」とあるのは「審議会」と」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第四十三条の四 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(社会福祉法の一部改正)

第六百二十二条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に、「第一百二十六条」を「第一百二十八条」に、「第一百二十七条」を「第一百三十一条」を「第二百二十九条」を「第二百三十三条」に改める。

本則(第七条第三項及び第九条第一項を除く。)中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

第十五条第二項中「第六条第二項」を「第六条第一項」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第十一項を削る。

第十九条の二第五項を削る。

第二十五条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第二十八条第一項中「、審議会の意見を聞き」を削る。

第三十八条第五項中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第四十一条第一項中「厚生大臣が審議会の意見を聴いて」を「厚生労働大臣が」に改め、「地方社会福祉審議会の意見を聴いて」を削る。

第四十三条の三第二項中「、「地方社会福祉審議会」とあるのは「審議会」と」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第四十三条の四 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(社会福祉事業法の一部改正)

第六百二十二条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十三条の四」を「第八十三条の五」に改める。  
本則中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

第十一条第一項中「第六条第二項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 地方社会福祉審議会

第七条の見出しを「(地方社会福祉審議会)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「中央社会福祉審議会は厚生大臣の、」を削り、「都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第八条第一項中「中央社会福祉審議会は委員二十五人以内、地方社会福祉審議会は」を「地方社会福祉審議会は、」に改め、同条第二項中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に改める。

第九条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第十条中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に改める。

第十一条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、

同条第四項を同条第二項とする。

第十二条第一項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同

条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第十三条中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に改める。

第八十九条第三項中「労働大臣及び自治大臣」を「総務大臣」に、

「中央社会福祉審議会」を「社会保障審議会」に改める。

第三百三十一条を第三百三十三条とし、第三百二十七条から第三百三十条までを二条ずつ繰り下げる。

第十一章中第二百二十六条を第二百二十八条とし、第二百二十五条を第二百二十七条とし、第二百二十四条を第二百二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第二百二十六条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる

第七十条の二第三項中「労働大臣及び自治大臣」を「総務大臣」に

「中央社会福祉審議会」を「社会保障審議会」に改める。

第九章中第八十三条の四の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第八十三条の五 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

別表中「(第八十三条の三関係)」を「(第八十三条の四関係)」に改める。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第十一章中第二百二十三条を第二百二十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

(芸能、出版物等の推薦等)

第二百二十三条 社会保障審議会は、社会福祉の増進を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

別表中「(第二百二十四条関係)」を「(第二百二十五条関係)」に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第六百七十三条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条の二の二」を「第十条の二」に改める。

本則(第十条の二の二を除く。)中「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第十条の二の二を削る。

第十七条第一項中、「審議会の意見を聞き」を削る。

第十八条の二第二項及び第十九条第二項中「第六条第二項」を「第六条第一項」に改める。

第三十四条の二第二項中「係るもの」の下に「(第十九条第二項を除く。)」を加え、同項後段を削る。

(老人福祉法の一部改正)

第六百七十三条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条の二の二」を「第十条の二」に改める。

本則(第十条の二の二を除く。)中「厚生省令」を「厚生労働省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第十条の二の二を削る。

第十七条第一項中、「審議会の意見を聞き」を削る。

第十八条の二第二項及び第十九条第二項中「第六条第二項」を「第六条第一項」に改める。

第三十四条の二第二項中「係るもの」の下に「(第十九条第二項を除く。)」を加え、同項後段を削る。